

広島市条例第28号

令和8年3月27日

広島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市介護保険条例の一部を改正する条例

広島市介護保険条例（平成12年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則中第24項を第28項とし、第23項の次に次の4項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

24 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。次項及び附則第26項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。次項及び附則第26項において同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第

9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「をいい」とあるのは、「をいい、所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

25 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「をいい」とあるのは、「をいい、所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし」とする。

26 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、

第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「をいい」とあるのは、「をいい、所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

(令和8年度の保険料の減免に係る特例)

27 令和8年度分の保険料に限り、第12条第1項第5号に該当する場合においては、同項の規定にかかわらず、申請によらずその減免をすることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。